

令和 8 年度「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業  
(JCM 実現可能性調査)」(経済産業省事業)に係る  
企画提案の公募要領

令和 8 年 5 月 22 日  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
地球環境部  
JCM FS 事務局

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社では、経済産業省(担当:イノベーション・環境局 GX グループ 地球環境対策室)からの受託事業である令和 8 年度「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業(JCM 実現可能性調査業務)」を実施します。その一環として、以下の要領で、「JCM 実現可能性調査(Feasibility Study: FS)」の企画提案を募集します。

目次

1. 目的	2
2. FS での調査項目	3
3. 対象技術、製品等	5
4. 想定される調査対象国	6
5. FS 実施期間	7
6. 採択件数及び予算規模	7
7. FS 終了後の展開について	7
8. FS 実施にあたっての留意事項	7
9. 事務局による FS 進捗管理	8
9.1. FS の進捗管理	8
9.2. 事務局による FS の支援	8
10. 応募資格	8
11. 契約の要件	9
11.1. 契約形態	9
11.2. 成果物	9
11.3. 委託金の支払時期	10
11.4. 支払額の確定方法	10
12. 応募手続き	11
12.1. 公募期間	11
12.2. 説明会	11
12.3. 応募予定者の事前連絡	11
12.4. 応募書類	11
12.5. 応募書類の提出先	12

12.6. 応募締め切り .....	12
12.7. その他 .....	12
13. 審査・採択.....	13
13.1. 審査方法 .....	13
13.2. 審査基準 .....	13
13.3. 採択結果の決定及び通知について.....	15
14. 契約について.....	15
15. 経費の計上.....	15
15.1. 経費の区分.....	15
15.2. 計上できない経費.....	16
16. 問い合わせ先、質問受付 .....	16

## 1. 目的

COP21 で採択されたパリ協定においては、すべての締約国は温室効果ガス（GHG）の削減目標等である「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」の作成が求められています。令和 7 年 2 月に改定された我が国の NDC においては、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減する（2013 年度比）という目標を掲げており、また、この水準にとどまることなく、エネルギーミックス等とも整合的に、中長期の両面で更なる削減努力を追求するとしています。そして、途上国等へ優れた脱炭素技術等を導入し、実現した GHG 削減・吸収量を定量的に評価し削減目標達成に活用する二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）については、NDC において、「グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の NDC の達成に活用するため、JCM を構築・実施していく」としており、また、「官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO<sub>2</sub> 程度、2040 年度までの累積で、2 億 t-CO<sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする」と掲げられています。

また令和 4 年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」においては、「JCM の拡大のため、2025 年を目途にパートナー国を 30 か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速するとともに、2022 年度に民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンスを策定し普及を行う」とされたことも踏まえ、32 か国まで協力覚書を署名しております。

さらに令和 4 年 1 月に発表された「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想においても JCM を推進していくとしており、令和 5 年 9 月及び令和 6 年 8 月に「AZEC・JCM 国際会合」を開催し、これを発展させる形で令和 7 年 8 月には「AZEC・DCM 国際会合」を開催しました。これらの会合を通じて、JCM の進捗状況、各国におけるカーボンマーケットの整備、各国のエネルギー政策とカーボンマーケットの関係、パリ協定 6 条の実施状況、JCM 間の連携等による地域協力の可能性等について、情報交換及び意見交換を行ってきています。

このような背景から、我が国は、これまで JCM 等を活用し、途上国等において我が国の優れた脱炭素技術・製品の普及等を促進し、当該国での GHG 排出削減を実現する等、世界全体の GHG 排出削減に貢献してきました。

以上を踏まえ、本 FS では我が国企業等の脱炭素技術・製品の普及等を促進し、当該国での GHG 排出削減及び JCM クレジット化を実現する案件の実現可能性の検討を目的とします。

## 2. FS での調査項目

提案者等が保有する優れた脱炭素技術・製品のパートナー国での普及を通じて、当該国での GHG 排出削減及び JCM クレジット化を実現できるよう、脱炭素技術・製品の普及等に向けた事業計画(ファイナンスの検討を含む)の検討、提案する事業による CO<sub>2</sub> 排出削減量の定量化、さらに脱炭素技術・製品等の普及拡大時の排出削減への貢献の検討、必要に応じた相手国に対する政策・制度整備の提言を含めた事業展開に向けた具体的な検討等を行っていただきます。提案にあたっては、相手国の状況(市場動向・競争力、ビジネス環境、政策等)を踏まえ、普及を目指す優れた脱炭素技術・製品等の導入課題・事業性・GHG 排出削減効果をあらかじめ分析した上で、FS を活用した場合に普及可能性のある技術・製品等を対象としてください。

また FS で対象とした内容は、その後の JCM プロジェクト化を期待しています。具体的には、FS の出口として、『二国間クレジット制度(JCM)等を活用した低炭素技術普及促進事業』(NEDO による JCM 実証事業)への応募をはじめ、民間 JCM プロジェクトとしての事業化又はその他の政府補助金事業(環境省『二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業』等)への応募を期待しており、これらを通じた事業展開及び JCM プロジェクト化の見込みが高い提案を優先的に採択します。

なお、FS の実施にあたっては、採択された提案内容を基に、実施内容の詳細を経済産業省担当者と相談の上、決定いたします。

表 2-1 FS での調査項目

調査項目	調査内容
1. 関連政策・制度の動向分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手国における FS に関連する政策・制度の動向(現状・将来)及び課題・現地ニーズを把握する。</li> <li>対象とする政策・制度には、NDC、地球温暖化政策、関連するエネルギー政策、事業化に関連する政策、制度、法令、規制、パリ協定第 6 条に関連する政策等を含むものとする。</li> </ul>
2. 提案技術や事業の実施に関連する相手国の社会経済環境や市場動向の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手国における FS に関連する技術や事業の社会経済環境や市場の動向及び課題・現地ニーズを把握する。</li> <li>対象とする社会経済環境・市場の動向には、競合企業等の動向を含む市場の競争環境、提案技術の需要、原材料の調達可能性等を含むものとする。</li> </ul>
3. 事業化および JCM プロジェクト化に向けた課題と対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記 1、2 の分析結果を踏まえ、事業化および JCM プロジェクト化に向けた、事業ニーズの把握、事業化に向けた具体的な事業化計画・普及戦略への課題の把握と対応策の調査・検討を行う(事業化のためのファイナンス、投資及び事業リスクの軽減に必要な検討、事業の採算性や JCM を利用する付加価値に関連する評価、クレジットの帰属を確保するためのスキームの検討を含む)。また、実施を検討している事業が JCM 適用基準<sup>1</sup>に合致しているかを確認する。</li> <li>相手国内他地域、他国や地域内(例: ASEAN 域内)での普及拡大の可能性とその方策について検討する。</li> </ul>

<sup>1</sup> 二国間クレジット制度(JCM)適用基準

[https://gec.jp/jcm/agency/JCM\\_application\\_criteria\\_ja.pdf](https://gec.jp/jcm/agency/JCM_application_criteria_ja.pdf)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の JCM 実証事業<sup>2</sup>、民間 JCM<sup>3</sup>、その他の政府補助金事業（環境省の二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業<sup>4</sup>等）を活用した普及展開などの計画の検討を行う。</li> </ul>
4. GHG 排出削減量 <sup>5</sup> の算定 <sup>6</sup> および排出削減貢献量の検討と JCM 方法論案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>本 FS を通じて JCM プロジェクト化を想定しているプロジェクトにおいて期待される GHG 削減量、特にエネルギー起源の CO<sub>2</sub> の排出削減量の総量を t-CO<sub>2</sub>/年で記載すること。エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の GHG の削減が見込める場合は、それについても t-CO<sub>2</sub>e として併記すること。</li> <li>削減量試算のために、JCM 提案方法論ガイドラインに沿った JCM 方法論案（英文）の検討・作成を行うこと。</li> <li>t-CO<sub>2</sub>e 当たりの削減コストも試算すること。</li> <li>上記に加えて、提案する GHG 排出削減対策が JCM プロジェクト化により普及した場合の GHG 排出削減量の見込みや、普及戦略における当該国及び他国や地域内（例：ASEAN 域内）での排出削減への貢献の可能性検討（可能な限り定量評価）を行うこと。</li> </ul>
5. 相手国政府関係者への提案技術・製品や事業化計画、課題や対応策等の共有を通じた事業化に向けた調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手国政府関係者等との対話により、上記 1～4 で検討する或いは検討した調査内容について共有し、事業化の促進を図るとともに、将来の JCM プロジェクト化においてカウンターパートとなる政府関係者、相手国企業の特定を行う。相手国の関係機関や企業、大使館、JETRO、NEDO、JICA 等在外関係者等と連携するための取り組みを含む。必要に応じ、日本国内関係施設の調査や相手国政府関係者等に向けた説明会等の開催等を効果的に行う。</li> </ul>
6. 今後の課題と対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>1～5 の調査成果を踏まえ、今後の事業化および JCM プロジェクト化、普及展開を進めるにあたり、課題（事業リスク、普及上のネックの抽出等）及び将来の事業展開に向けた成功要因や解決すべき課題と対応策を検討する（相手国における規制、規格の制定に寄与するもの、政策や制度以外でのアプローチ、政策・制度構築と連携したビジネスモデルの提案を含む）。</li> </ul>
7. Project Idea Note (PIN) 案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>JCM プロジェクト化に向けた PIN 案を作成すること。</li> <li>PIN 案の作成は、昨年末に新様式に更新されたことに伴い、</li> </ul>

<sup>2</sup> 2026 年度「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）」の公募について

[https://www.nedo.go.jp/koubo/GI2\\_100001\\_00020.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/GI2_100001_00020.html)

<sup>3</sup> 民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイドランス（改定版）（2024 年 3 月 25 日）

<https://www.env.go.jp/content/000123179.pdf>

<sup>4</sup> 令和 8 年度二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業の公募について

<https://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp260417/>

<sup>5</sup> エネルギー起源の CO<sub>2</sub> 排出削減量に加えて、必要に応じてエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の排出削減量も算定する。

<sup>6</sup> 各国の JCM の方法論開発ガイドラインを参照し、ガイドラインに沿った方法論案の検討を行う。

<https://www.jcm.go.jp/jc/rules-and-guidelines>

	JCMA「PIN（新様式）の記入指針・記入例 <sup>7</sup> 」を参照する。また、脚注 3 の「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイドランス（改定版）」を参照すること。
--	---

### 3. 対象技術、製品等

FS の対象は、JCM に関する二国間文書に署名しているパートナー国又は今後署名が見込まれる国（4.も参照）において、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出削減を行うとともに、実現した GHG 排出削減量の JCM クレジット化に資するものとします。また、GHG 排出削減量を定量的に評価でき、かつ、可能な限り大規模な GHG 排出削減<sup>8</sup>に貢献するものを想定します。大規模な GHG 排出削減に貢献する事業として、例えば CCS（二酸化炭素回収・貯留）を活用する案件の応募を期待します<sup>9</sup>。

なお、表 3-1 に参考までに、2026 年度の JCM FS で想定する出口戦略別の対象等を示します。

表 3-1 2026 年度の JCM FS で想定する出口戦略別の対象技術、GHG 排出削減量等（参考）

出口戦略	対象技術	想定する GHG 排出削減量 ・費用対効果等
NEDO JCM 実証事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実証する技術・システムは、提案者が有する日本の低炭素技術・システムであり、かつ対象国において当該技術・システムを普及させるための技術的な課題があり、その克服のために実証事業が必要であること。</li> <li>2. エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する事業であること。（例えば、森林由来による二酸化炭素吸収のみに関する事業は対象外）</li> <li>3. 地球温暖化対策として、実証事業によって温室効果ガス排出削減効果が定量化し得るものであること。</li> <li>4. 当該技術・システムの普及戦略が具体的かつ実現可能性の高いものであること。</li> <li>5. 本公募への応募時点で、当該技術・システムの実証事業に関する実現可能性調査が完了していること。</li> </ol>	実証事業のモニタリング期間で 1,000t-CO <sub>2</sub> 以上の JCM クレジットが発行可能であり、かつ実証事業終了後の普及展開期間で年間 10,000t-CO <sub>2</sub> 以上の排出削減効果が見込まれること。
民間 JCM	一概に制約はありませんが、パートナー国における NDC の conditional target(s)（国際的な支援により達成する目標）などを参照し、検討しているプロジェクトがパートナー国政府によって期待されるセクター・脱炭素技術、排出削減規模等と合致す	同左

<sup>7</sup> Project Idea Note（新様式）の記入指針・記入例を公開

[https://gec.jp/jcm/agency/news/pin\\_251209/](https://gec.jp/jcm/agency/news/pin_251209/)

<sup>8</sup> 明確な GHG 排出削減量の閾値は設定しませんが、一定以上の規模の GHG 排出削減量が見込める提案を優先します。

<sup>9</sup> 例えば、2024 年 12 月に日インドネシア合同委員会で採択された CCS に関する規則・ガイドライン類を活用可能な案件、同様のルールを横展開できる可能性のある相手国での CCS プロジェクトに関する提案については、他の技術を利用したプロジェクトと評価が同等になった場合に優先させていただく可能性があります。

出口戦略	対象技術	想定する GHG 排出削減量 ・費用対効果等
	<p>るかどうか、確認を十分に行うことが重要です。</p> <p>※ただし、本 FS での対象は、エネルギー起源の CO<sub>2</sub> 排出削減に資する技術等の導入を対象とします。</p>	
環境省設備補助事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. JCM 二国間文書に署名しているパートナー国又は署名が見込まれるグローバルサウス諸国等において、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出削減を行うものであること。</li> <li>2. 実現した GHG 排出削減量を定量的に算定し、検証ができること。</li> <li>3. JCM のルールガイドライン類に則して、クレジットの発行・移転にふさわしいプロジェクトであること。</li> <li>4. 補助事業が持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現へ寄与すること。設備導入や運転について、パートナー国の環境等の法体系を遵守し、かつ環境保全、人権対応に関する国際的な慣行・ガイドラインに従っていること。</li> <li>5. 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」をいう）を受けていないこと。採用する技術は、採択審査基準 別添に該当する技術である場合には、記載した条件を満たすこと。</li> </ol>	<p>原則として事業における年間想定 GHG 排出削減量が 1 万トン以上であること。但し、環境省や経済産業省などによる JCM を出口戦略として掲げた事業等による支援があった案件等で、当該事業の成果を踏まえて設備補助事業への応募に至った案件等については、1 万トン未満のプロジェクトであっても、例外的に採択する可能性がある。</p> <p>費用対効果は、4 千円/tCO<sub>2</sub>eq 以下とする。但し、下記の国においては、当該技術に係る費用対効果は 3 千円/tCO<sub>2</sub>eq 以下とする。</p> <p><u>冷凍機（空調用）：ベトナム、インドネシア、タイ</u></p> <p>なお、上記に拘わらず、原則として太陽光発電は 2 千 5 百円/tCO<sub>2</sub>eq 以下、小水力発電は 1 千円/tCO<sub>2</sub>eq 以下とする。</p>

#### 4. 想定される調査対象国

調査対象国は、以下とします。

- ・現状の JCM パートナー国（※1）
- ・今後 JCM の署名が見込まれる新規国（※2）

※1 JCM パートナー国（令和 8 年 5 月 22 日時点）：32 カ国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガ

ル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦、キルギス、カザフスタン、ウクライナ、タンザニア、インド、オマーン)

※2 新規国となりうる地域の例（注．パートナー国となることは予断しない）：  
南西アジア、東南アジア、南米、アフリカ（特にマレーシア、ブラジル）

## 5. FS 実施期間

契約締結日～令和 9 年 2 月 5 日（金）

## 6. 採択件数及び予算規模

- 採択件数は 15 件程度を想定します。
- 予算総額は 250 百万円です。
- 予算規模は 1 件につき、税抜き 15 百万円を上限とします。

なお、1 件あたりの契約金額や最終的な実施内容については、経済産業省と調整した上で決定します。

## 7. FS 終了後の展開について

FS 終了後の展開として、『二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業』（NEDO による JCM 実証事業）への応募、民間資金を中心とする JCM プロジェクト（民間 JCM）としての JCM プロジェクト化、またはその他の政府補助金事業（環境省『二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業』等）への応募を期待します。したがって、FS 終了後に上記展開が想定されている提案を優先的に採択します。

なお、終了後の展開として掲げる事業の実施に当たっては、各事業の要件に従う必要があること、また、各事業は今後の政策動向も踏まえて見直される可能性であり、継続的な予算確保が行われて常に利用可能であるわけではないことにご留意ください。また、これらの事業期間中に創出されたクレジットについては、それぞれのスキームにおける日本国政府の資金貢献に応じた、政府側がクレジット配分を求める場合がありますので、あわせてご留意ください。

FS 実施事業者は、FS 終了後、次年度以降の進捗について、3 年間、年 1 回程度、経済産業省地球環境対策室に報告する必要があります。また、契約終了後も、経済産業省が案件のフォローアップのためにヒアリング・アンケート等を実施する場合や、本 FS 事業について対外的な PR のために案件概要に関する資料を作成する場合は、ご協力をお願いします。

## 8. FS 実施にあたっての留意事項

FS 実施にあたっては、調査状況及び現地の情報等の具体的な実施内容について、当事務局及び経済産業省担当者と定期的に情報交換を行いつつ、効果的に実施していただきます。また、当事務局が行う進捗管理への協力が必須であることに留意してください。

例えば、以下に示す事項を想定しますが、詳細は採択後に決定します。

- 第三者の有識者委員会による FS への助言への資料作成と出席（中間、最終等）
- 毎月の月報提出
- 精算事務（中間・確定検査）への対応
- 現地出張に事務局等が同行する際の協力（現地渡航がある場合）
- 報告書作成にあたっての事前調整 等

このほか、FS の実施にあたっては、NEDO、日本政府指定 JCM 実施機構（JCMA）とも連携する予定です。

## 9. 事務局による FS 進捗管理

当事務局は、FS 進捗管理および支援として、以下に示す事項（これに限らない）を実施予定です。各事業者様のご協力をお願いします。

### 9.1. FS の進捗管理

- 採択者との FS 実施に関する契約の締結
- 各 FS 実施事業者のスケジュール管理、実施状況の把握、経済産業省への報告
- FS の実施に係る経理処理、各 FS 実施事業者への周知・指導
- 各 FS 実施事業者に対する中間・確定検査の実施、精算
- 成果報告書の作成・納品に係る各 FS 実施事業者への周知・指導

### 9.2. 事務局による FS の支援

事務局による各 FS の支援の内容は、提案時の提案者のニーズ、経済産業省の意向等を踏まえ、採択後、経済産業省及び各 FS 実施事業者と協議し決定します。具体的には以下の内容を想定しています。

- GHG 排出削減量に係る定量化手法の具体化の支援（表 2-1 FS での調査項目に示す調査項目 4 の実施支援）
- 現地調査への同行（必要に応じて実施。進捗状況の確認や現地の事業関係者への JCM の説明等）

## 10. 応募資格

FS への提案者は、次の条件を満たす法人とします。なお、二者以上による共同申請（コンソーシアム形式での申請）も認めますが、その場合は幹事法人を決めるとともに、幹事法人が企画提案書を提出してください（幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません）。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② FS を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ FS を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- ④ FS で知り得た一切の情報について、不適切に開示すること、又は漏洩することがない組織体制を有していること。
- ⑤ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑦ 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑧ 当社が示す契約書案および特約条項の内容を理解し、かつ、合意できること。

なお、親会社である本社が、日本に拠点を有している日本企業の海外現地法人は、「日本に拠点を有していること」に含むとします。

また、FS 後の事業化および JCM プロジェクト化を主体となって担う予定の企業等が参画する体制を構築して提案する必要があります。事業化の支援を行う者（コンサルティング会社、調査会社等）の単独提案は想定していません（「13.2 審査基準 4、13、14」を参照）。

## 11. 契約の要件

### 11.1. 契約形態

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社からの委託契約とします。経済産業省本省において締結する標準的な委託契約書フォーマットに準じる契約書であるとともに、当社が示す特約条項（別途、資料として公開）が加わることにご留意ください。特約条項の内容を良くご確認いただき、本 FS への応募により特約条項に合意いただけたものといたします。

○経済産業省本省において締結する標準的な委託契約フォーマット（概算契約書）：

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/gaisan/r8keiyaku\\_format.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/gaisan/r8keiyaku_format.html)

### 11.2. 成果物

FS 実施期間の終了時において、以下の成果物を納品いただきます。

表 11-1 提出する成果品一覧

成果物	概要、留意点
調査報告書 (和文：非公表用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子媒体（PDF および Word 形式を想定）</li> <li>• 調査報告書には、JCM 方法論案（英文）、PIN 案（英文）を含む。</li> <li>• 記載する項目、書式、最終的な枚数等については、事務局及び経済産業省担当者と調整の上、決定する。</li> </ul>
概略調査報告書 (和文：公表用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子媒体（PDF および Word 形式を想定）</li> <li>• 概略調査報告書には、JCM 方法論案（英文）を含む。</li> <li>• 記載する項目、最終的な枚数等については、事務局及び経済産業省担当者と調整の上、決定する。</li> </ul>
調査概要 (和文・英文：公表用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子媒体（PDF および PPT 形式を想定）</li> <li>• FS 終了後の結果概要を和文と英文それぞれ 2 枚程度で作成</li> </ul>

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載する項目、最終的な枚数等については、事務局及び経済産業省担当者と調整の上、決定する。</li> </ul>
JCM 方法論案 (英文：公表用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子媒体 (PDF および Word 形式を想定)</li> <li>各国の JCM 方法論フォームを用いて作成する。</li> </ul>
PIN 案 (英文：非公表用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子媒体 (PDF および Word 形式を想定)</li> <li>各国の PIN フォームを用いて作成する。</li> </ul>

以下、成果品作成時の留意点を示します。詳細は採択後の契約締結時に決定します。

- 報告書の著作権は、最終的には、経済産業省に帰属します。
- 調査報告書、概略調査報告書などの PDF ファイルについては、透明テキスト付 PDF ファイルとして納品する。
- セキュリティ等の観点から、当社と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- 調査で得られた元データ、二次利用未承諾リストも納入すること。
- 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL 等データ」という。）については、EXCEL 形式等により納入すること。
- 提出する成果品について、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、二次利用未承諾リストに当該箇所を記述し、提出すること。
- 二次利用未承諾リスト（該当がある場合のみ）については、概略調査報告書等と一つの PDF ファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データを納入すること。
- 公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
- 各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。

### 11.3. 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払とします。事業終了前の支払い（概算払）は行いません。

### 11.4. 支払額の確定方法

事業終了後、受託者より提出する実績報告書に基づき、確定検査を行い、支払額を確定します。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とします。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証憑が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性があります。なお、精算に関して、採択後、精算作業に関する説明会を開催しますので、受託者は必ず当該説明会に参加してください。

※経費処理、確定検査等の実施については、経済産業省の委託事業事務処理マニュアルに準じることとするので、留意すること。

○委託事業事務処理マニュアル(R3.1)

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

## 12. 応募手続き

### 12.1. 公募期間

- ・ 公募開始日：令和 8 年 5 月 22 日（金）
- ・ 企画提案書提出締切日：令和 8 年 6 月 22 日（月）12 時（正午）必着

なお、採否の通知は令和 8 年 7 月下旬頃を予定しています。（「13.3 採択結果の決定及び通知について」を参照）。

### 12.2. 説明会

- ・ 開催日時：令和 8 年 5 月 28 日（木）11 時 00 分～12 時 00 分
- ・ 開催方法：Teams Webinar  
説明会への参加方法：以下の URL にアクセスいただき、参加申込をしてください。申込時にメールアドレスに誤りが無いように十分に気を付けてください。  
参加申込：<https://events.teams.microsoft.com/event/4f117d62-ace0-40eb-a99c-c03b6cb7efb6@0d2981f2-5f42-409a-84fe-703407dfb899>

### 12.3. 応募予定者の事前連絡

FS への応募予定者は、令和 8 年 6 月 15 日（月）17 時までに、[jcm-fs@murc.jp](mailto:jcm-fs@murc.jp) 宛に、企業名あるいは機関名（共同提案の場合は幹事法人 1 社の代表者）、部署、氏名、連絡先（E-mail、電話番号）、応募予定の FS 件名を必ず連絡してください。企画提案書提出用のオンラインストレージのアドレス等を連絡させていただきます。その際、メールの件名（題名）は「【応募予定】令和 8 年度 JCM FS」としてください。

### 12.4. 応募書類

必要な書類については、別紙「企画提案に係る提案書テンプレートおよび作成に当たって注意事項等」を確認ください。

なお、応募時のファイル構成、ファイル命名方式は下記の様式で統一してください。ファイル名に記載する企業名は、「株式会社」等は省略した記載をお願いします。

また、提案書様式 1、様式 2、様式 3 は、「企画提案書」ファイルとしてまとめてください。ファイル容量は、1~5 のファイルの合計で 100MB 以内に収まるようにしてください。

#### 【ファイル命名方式】

- 1\_企画提案書\_企業名
- 2\_見積書\_企業名
- 3\_添付資料\_企業名
- 4\_会社概要\_企業名
- 5\_財務諸表\_企業名

## 12.5. 応募書類の提出先

応募書類は、当社より指定するオンラインストレージにより提出していただきます。持参、郵送・宅配便、電子メール等による提出は受け付けません。

オンラインストレージのアドレス等、応募書類の提出に必要な情報は、あらかじめ、提案書提出予定者に連絡いたしますので、「12.3.応募予定者の事前連絡」にしたがって FS 事務局への事前連絡をお願いします。

## 12.6. 応募締め切り

令和 8 年 6 月 22 日（月）12 時（正午）までに、上記オンラインストレージにアップロードされた提案を受理します。それ以降にアップロードされた提案については、いかなる理由があっても受理いたしません。サーバー等のエラーなどが原因であったとしても、締切時刻までに届かない場合は受理しませんので、ご注意ください。また補足資料等、応募書類以外の追加の資料についても、締切時刻以降は受理しません。

## 12.7. その他

- 当社、審査員及び経済産業省は、提出された応募書類を、FS の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却いたしません。
- 機密保持には十分配慮しますが、採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- 企画提案書に記入する内容は、今後の契約の基本方針となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。採択後であっても、申請者の都合により記入された内容に大幅な変更があった場合は、不採択となることがあります。
- 資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、注意して記入してください。
- FS への応募や応募のための事前連絡をされる際は、以下の当社（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）「個人情報の取り扱い方針」にご同意の上、お手続き願います。

### 【個人情報の取り扱い方針】

- ✓ お預かりした個人情報は、当社の「個人情報保護方針」（<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>）および「個人情報の取り扱いについて」（<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>）に従って適切に取り扱わせていただきます。
- ✓ お預かりした個人情報は、FS の採択に関する審査や各種手続の実施のために利用させていただきます。お預かりした個人情報は、審査員及び経済産業省に対して提供し、また必要に応じて環境省、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、公益財団法人地球環境センター（GEC）に提供することがあります。
- ✓ お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく審査員、

経済産業省、環境省、NEDO 及び GEC 以外の第三者には提供いたしません。

- ✓ 応募書類や事前連絡電子メールには、必要情報を必ずご記入ください。ご記入頂けない場合は、応募受付や審査の対象外とさせていただきます。
- ✓ お預かりした個人情報の開示、削除等のお申し出やその他のお問合せは、「16. 問い合わせ先、質問受付」に記載の担当者までお願いします。

## 13. 審査・採択

### 13.1. 審査方法

- 提案技術による大規模な GHG 排出削減への貢献、GHG 排出削減のロジックおよび算定の考え方、ファイナンスを含む今後の事業化および JCM プロジェクト化に向けた計画等について、その実現可能性等を総合的に審査します。特に、FS 終了後の事業展開および JCM プロジェクト化の見込みが高い提案を重視します。
- 採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。応募期間締切後に、追加資料の提出依頼、提案に関するヒアリングを実施することがあります。要請があった場合は対応してください。ヒアリングでは、応募時に提出頂いた資料のみを使用可とします。要請があったにもかかわらずヒアリングを欠席した場合は条件不適合で不採択とみなします。
- なお、事務局は、FS に係る公募の中立性、公平性を厳に確保するため、FS 案件の評価、選定、採択に一切関わりません。

### 13.2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- 1) 「10. 応募資格」を満たしているか。
- 2) 応募書類が全て提出されているか。
- 3) 提案内容が、「1. 目的」に合致しているか。
- 4) FS 後の事業化および JCM プロジェクト化を担う予定の企業等が FS に参画しているかどうか（参画の形態は、申請者（共同申請者を含む）、委託先、外注先、FS での委託費での費用支出が生じない協力先のいずれかとする）。
- 5) FS の相手国や対象技術について、普及可能性や相手国政府の支援策、法制度等具体的な分析に基づき、合理的に選択されているか。
- 6) 優れた技術、ノウハウ、製品等の活用が見込まれ、FS 実施後の広範な普及促進に資するものか。
- 7) プロジェクトレベルでの GHG 排出削減を達成するロジック（考え方）および排出削減量の算定方法について具体的に検討し、その検討手順や想定される課題が整理され、課題の解決策（仮説）と調査内容が示されているか。
- 8) 事業実施が、大規模な GHG の排出削減のみならず、相手国の環境改善、環境・エネルギー技術の普及促進、省エネ促進や世界の排出削減に貢献するか。また、FS の対象国・対象分野のみならず、他国や地域内、他の関連分野等に波及することが見込まれるものか（普及拡大による削減貢献への波及性）。
- 9) 提案事業者において、将来の事業化および JCM プロジェクト化に向けて具体的な事業

計画が検討されていて、かつ、FS 終了後の事業展開および JCM プロジェクト化の見込みが高いかどうか。

- 10) 提案する事業や技術に関して、これまでに何らかの活動、調査、事業展開実績など、経験や実績を有しており、効果的な FS の実施と適切な FS の成果が得られる見込みが高いかどうか。
- 11) FS において検証する、事業実施に向けて克服すべき課題（投資リスク、投資負担の軽減、価格競争力強化といった事業推進に向けた課題も含む）に関する解決のための仮説と、その検証方法が明確に示されているか。
- 12) FS を円滑に開始、遂行するため、相手国政府や企業等関係者との調整等がされており、採択後すぐに調査に取り組める見込みがあるか。特に、FS 終了後の展開として NEDO JCM 実証事業への応募を想定する場合、相手国政府や企業等関係者との実施体制構築など実証応募に向けた具体的な調査計画が盛り込まれているか。
- 13) 事業実施体制に複数事業者を含む場合、各事業者の能力、役割、成果が明確であるか。また、将来の NEDO JCM 実証事業や民間 JCM、その他の政府補助金を活用した事業で事業主体となる法人が明確であるか。
- 14) FS の調査規模等に適した実施体制が構築されているか。
- 15) FS 実施方法や各事業者の分担、スケジュールが効果的かつ現実的か（調査状況及び現地の情報について、事務局及び委託元の経済産業省担当者と定期的に情報交換を行うとともに、調査状況に柔軟に対応できる実施方法・スケジュールとなっているか）。また、調査中間時でのマイルストーンの設定が明確にされているか。
- 16) FS の費用総額と、将来の事業化効果のコストパフォーマンスが優れているか。
- 17) ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- 18) 「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）（令和 7 年 12 月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定）（以下 URL 参照）に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応（人権デューデリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるか  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100956579.pdf>
- 19) 企画提案書に『「情報管理体制図」、「情報取扱者名簿」（別添 2）を契約時に提出することを確約します。』と記載され、情報管理体制が確保される見込みか。
- 20) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。また、事業の中核的検討や意思決定、相手国関係者との調整等を含め、事業者自らが主体的に関与しているか。
- 21) 事業費総額に対する再委託費の割合が 50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が 50%を超える理由書」を作成し提出すること）。なお、共同提案者の費用については、再委託費として計上すること。
  - ※ 提案時の共同提案者の見積りについては別途「見積書テンプレート」を確認すること。
  - ※ 再委託費率が 50%を超える理由書を添付した場合には、事務局及び経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、提案者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。
  - ※ なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型 I に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

#### <事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業  
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業  
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業  
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

### 13.3. 採択結果の決定及び通知について

採択された提案は当該提案者に対しその旨を通知します。不採択となった場合でも、その理由はお答え出来ません。

### 14. 契約について

- ・ 採択された提案書について、当社と提案者（共同提案の場合は幹事法人）との間で委託契約を締結します。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当社及び経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性があります。
- ・ 契約書作成にあたっての条件の協議が整い次第、当社と委託契約を締結し、その後、事業開始となります（「11.1 契約形態」の内容も必ずご確認ください）。
- ・ 契約条件が合致しない場合は、委託契約の締結ができない場合があります。なお、受託者は、受託内容が国等の他の補助金・委託費と重複しないことに留意してください。

### 15. 経費の計上

#### 15.1. 経費の区分

FS の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。ここに示す経費項目以外の計上は認められません。

表 15-1 対象経費項目一覧

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費（借料及び損料）	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費。事業を行うために必要な機械

	器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの。ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの) の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、翻訳通訳、速記費用、文献購入費等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者（共同提案者を含む）に再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。 ※提案時の共同提案者の見積りについては別途「見積書テンプレート」を確認すること。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

対象経費については、以下のリンク先に掲載している経済産業省の委託事業事務処理マニュアル等の書類を十分に確認すること。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

## 15.2. 計上できない経費

- 建物等施設に関する経費
- 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- その他事業に関係ない経費

## 16. 問い合わせ先、質問受付

- 応募に関する質問は、電子メールのみの受付とし、電話でのお問い合わせは受け付けておりませんのでご了承ください。
- 問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問い合わせ】令和8年度JCMFS公募について」とすること。他の件名（題名）では回答できない場合があります。
- 応募に関する質問の受付期間：令和8年6月19日（金）12時（正午）まで
- 頂いた質問は順次回答しますが、回答に時間を要することがあるため、早めの問い合わせをお願いします。

- 休日・祝日にお問い合わせいただいた事項は、営業日に返答させていただきます。
- 審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。
- 寄せられた質問への回答のうち、他の応募者の参考となるものは、本募集に関するウェブページに掲載します。

(問い合わせ先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

地球環境部

JCM FS 事務局

担当：石川、邊見、筒井

メールアドレス：[jcm-fs@murc.jp](mailto:jcm-fs@murc.jp)

以上